

堺市が木造住宅の解体工事費用補助制度を開始しました！

制度開始の背景

管理が不十分な「管理不全空き家」について固定資産税を減額する措置を解除することなどを盛り込んだ空き家対策特別措置法の改正案が6月7日の参議院本会議で可決・成立しました。こちら「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」として2023年3月3日に閣議決定されていたものです。これらの法律は、今年度中に施行の見通しです。

この法律の施行に伴い、所有者の実質増税・管理の義務化等の負担が増すことが想定されます。現在、各自治体は空き家に対する各種支援制度を取り揃えています。本制度は、堺市の空き家に関する支援制度の一つで令和5年度から開始されたものです。

本制度の対象住宅

- 木造住宅かつ昭和56年5月31日以前に着工した建物
 - 耐震診断**の結果、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの
- ※上記の2つともにあてはまる住宅が対象となります。



補助金額について

補助金額は、下記①②のいずれか低い金額になります。

- ①上限額：戸建て住宅は50万円（共同住宅等は100万円）
- ②除去費用の1/3

まとめ

現在、堺市は昭和56年5月以前に着工した木造住宅に限り無料で**耐震診断**を実施中です。各種補助金制度を利用するにあたり「耐震診断」を受けていることが条件となっておりますので、一度耐震診断を受けることをおすすめします。ただ、耐震診断～補助金の交付までに相当な期間が必要となり、令和5年度中に完了するには早めの申込が必要となります。ご興味ある方は、不動産会社もしくは工務店・解体業者にご相談下さい。